

北海道最低賃金専門部会資料

(第1回 令和5年7月26日)

資料No.1	北海道最低賃金専門部会委員名簿	・・・	1
資料No.2	北海道最低賃金専門部会運営規程	・・・	3
資料No.3	関係労働者及び使用者名簿（意見聴取）	・・・	5
資料No.4	関係労働者から提出された意見書	・・・	7
資料No.5	春闘の状況	・・・	21

2023 春季生活闘争・妥結情報（連合北海道：7/5 付け）

参考資料No.1 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回目）7月12日

参考資料No.2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第3回目）7月20日

<中央最低賃金審議会目安に関する小委員会HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-tingin_127941.html

北海道地方最低賃金審議会（第50期）
北海道最低賃金専門部会委員名簿

令和5年7月25日付け任命

区分	氏名	現職
公益代表委員	岩波和枝	特定社会保険労務士
	亀野淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	國武英生	小樽商科大学 教授
労働者代表委員	藤田鉄平	UAゼンセン北海道支部 常任
	山田新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
	和田英浩	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
使用者代表委員	片岡直之	北海道商工会議所連合会 事務局長
	桑原崇	北海道経済連合会 労働政策局長
	柄目誠	北海道中小企業団体中央会 事務局長

(注1) 公・労・使委員は五十音順

北海道地方最低賃金審議会北海道最低賃金専門部会運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する北海道最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、北海道労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

関係労働者及び使用者名簿（意見聴取）

＜北海道最低賃金専門部会＞

聴取時間	氏 名（敬称略）	現 職
① 13:05 ~13:35 (30分)	[Redacted] <使用者側推薦>	[Redacted] 株式会社 [Redacted] 代表取締役
② 13:35 ~14:05 (30分)	[Redacted] <労働者側推薦>	[Redacted] 執行委員

関係労働者から提出された意見書

＜北海道最低賃金専門部会＞

資料No	関係労働者名称
資料No. 4-①	北海道労働組合総連合 [Redacted]
資料No. 4-②	北海道医療介護福祉労働組合連合会 [Redacted]
資料No. 4-③	全国福祉保育労働組合北海道地方本部 [Redacted]
資料No. 4-④	全日本建設交運一般労働組合北海道本部 [Redacted]

令和5年7月7日付け北海道労働局一般公示第3号「北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づき意見書が提出されたもの。

2023年 7月 18日

北海道地方最低賃金審議会 御中

【意見書】

地域格差の解消と物価高騰から労働者の生活を守る 最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の実現を

北海道労働組合総連合

はじめに

本年度の最低賃金改正の審議にあたり、道労連は、北海道最低賃金審議会に対して、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、最低賃金を 1500 円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差の解消を行うよう決断を求めます。

私たちは、日本の最低賃金には 3 つの問題があると考えています。1 つは、低すぎて自立して生活できないこと。特に、現在の物価高騰が最賃近傍で働く労働者の生活をさらに困難にしています。2 つ目には、地域別で格差が広がっていること。3 つ目は、中小企業支援が脆弱であることです。

1. 低すぎる最低賃金 物価高騰から生活を守るために最低賃金 1,500 円以上の実現を

4 月の消費者物価は、総合指数で前年当月比 3.5% 上昇し、生活必需品(基礎的支出項目)では、4.2% も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス 3.0%(2023 年 4 月)、13 カ月連続で減少となっています(厚生労働省・毎月勤労統計調査)。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以来 8 年ぶりで、世界的なインフレ、物価高騰のもとで「賃金のあがらない国・ニッポン」の異常さがますます際立っています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられてきている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。今年の最低賃金の改定にあたって、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の物価上昇率を上回る大幅な引き上げを求めるものです。

日本の最低賃金は、時給で定められ、2022 年の改定では、最高の東京都が 1,072 円、最低額の 10 県は 832 円、北海道は 920 円で全国加重平均は 961 円となっています。平均が 961 円といっても、実際にそれ以上の金額の最賃は 7 都府県(東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、京都)のみで、24 県はいまだに 800 円台となっています。平均の 961 円でみると、仮に月 150 時間働いたとして月 14 万円、年収 173 万円です。173.8 時間換算でも月 16.7 万円、年収 200 万で、ここから税・社会保険料が引かれ、普通に暮らすことは到底、難しいのが現実となっています。

私たちが全国 27 都道府県で 4 万 8 千人を超える人たちの協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円(税込み)・時間額 1,500 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示されています。人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。【表1】

海外に目を向けると、オーストラリア 1959 円、スウェーデン 1717 円、アメリカのワシントン州では



2069 円になっています【表2】。ドイツやフランスでは 物価高騰にも対応し、一年で 3 回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金(平均)は低水準にあり、C・Dランクの多くの地方は韓国(990 円)の最低賃金よりも低い水準となっています。

【表 1 最低賃金試算調査結果】

表1-a 最低賃金試算調査若年単身世帯総括表

(円)

都道府県名	東京都		神奈川県		埼玉県		千葉県		茨城県		東京都		長野県	
	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	茨城県	東京都	東京都	東京都						
自治体名	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	茨城県	東京都	東京都	東京都						
性別	男性		女性		男性		女性		男性		女性		女性	
調査ランク	D	D	D	D	C	D	B	A	A		B			
消費支出	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513	179,910	178,147	179,804	176,824	183,113	184,722		
食費	46,581	47,235	47,242	46,685	47,226	47,442	41,967	32,985	44,361	33,850	41,323	32,926		
住居費	33,000	33,000	37,000	34,000	33,000	36,000	36,438	36,438	57,292	57,292	49,625	49,625		
水道・光熱	19,806	19,687	11,614	10,828	11,068	10,903	7,546	7,356	6,955	6,789	7,298	7,114		
家具・家事用品	4,966	3,841	3,932	4,321	4,150	3,893	3,265	3,222	2,540	2,703	4,342	4,932		
衣服・履物	6,805	6,901	7,144	6,131	7,709	6,306	8,830	6,719	6,806	5,302	7,522	7,886		
保健医療	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617	1,892	2,866	1,869	2,885	1,926	2,934		
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234	29,990	32,401	12,075	12,075	29,339	31,799		
教養・娯楽	19,599	20,286	19,903	19,889	19,312	19,796	20,534	20,630	25,577	25,613	26,393	26,393		
その他	20,138	20,972	20,405	21,676	20,257	20,123	22,708	27,430	23,169	28,316	25,225	30,630		
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,014	57,998	53,541	35,177	35,177	51,938	51,938	53,399	53,399		
予備費	17,989	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300	17,989	17,989	17,989	17,600	18,300	18,600		
最低生計費(月額・税等込)	197,422	201,625	205,317	199,525	202,008	201,813	197,810	195,947	197,704	194,124	201,413	203,172		
最低生計費(月額・税等込)	219,534	224,501	228,093	225,566	228,006	225,344	222,967	221,124	219,642	216,362	224,812	226,571		
年間(税込)	2,994,808	3,042,960	3,096,036	3,036,792	3,120,072	3,064,138	3,035,844	3,013,800	2,995,704	2,956,344	3,057,744	3,078,852		
月150時間換算	1,664	1,691	1,729	1,694	1,733	1,762	1,687	1,671	1,664	1,642	1,699	1,716		

表1-b 最低賃金試算調査若年単身世帯総括表

(円)

都道府県名	岐阜県		大分県		高知県		岡山県		高知県		大分県		沖縄県	
	岐阜県	大分県	大分県	高知県	高知県	岡山県	高知県	高知県	大分県	大分県	大分県	大分県	大分県	大分県
自治体名	岐阜県	大分県	大分県	高知県	高知県	岡山県	高知県	高知県	大分県	大分県	大分県	大分県	大分県	大分県
性別	男性		女性		男性		女性		男性		女性		女性	
調査ランク	C		A		B		C		D		D		D	
消費支出	176,337	177,636	173,494	178,933	173,988	169,919	169,884	166,185	163,683	161,283	162,927	161,838	178,439	182,093
食費	44,872	47,649	41,727	42,897	44,296	35,264	40,814	39,919	43,423	47,753	35,792	44,286	33,286	33,286
住居費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	32,447	32,447	33,000	33,000	39,000	39,000	36,438	36,438
水道・光熱	7,874	8,099	5,991	6,689	7,381	6,814	7,273	11,094	8,710	10,360	7,560	7,877	8,764	10,424
家具・家事用品	3,608	3,189	3,759	1,693	3,972	4,872	4,872	4,797	3,247	3,247	4,226	3,894	3,626	4,874
衣服・履物	7,148	5,732	8,736	8,288	5,918	4,208	6,379	7,501	6,833	8,228	4,478	8,286	5,078	3,339
保健医療	1,591	1,591	4,147	6,313	2,486	2,463	1,894	2,332	1,368	868	2,540	1,324	1,417	3,643
交通・通信	34,990	32,933	11,869	11,567	17,262	16,311	33,304	33,304	37,467	33,923	36,802	36,142	33,794	33,794
教養・娯楽	26,980	26,680	25,313	25,684	28,512	28,516	25,354	25,347	26,078	25,781	26,633	26,633	25,628	25,172
その他	18,391	26,241	24,891	24,621	19,547	24,275	26,842	31,923	21,607	31,367	25,873	28,545	23,548	32,288
非消費支出	53,422	53,422	54,437	54,437	56,892	56,892	56,892	56,892	47,711	47,711	53,637	53,637	48,977	48,977
予備費	17,600	17,380	17,380	17,998	17,500	16,900	16,900	16,900	16,300	16,400	16,500	16,500	17,500	16,200
最低生計費(月額・税等込)	194,337	195,256	190,704	187,933	193,188	186,819	186,814	186,795	201,980	202,083	205,777	211,088	197,339	200,205
最低生計費(月額・税等込)	241,739	248,728	248,931	242,119	243,912	247,311	246,511	246,812	259,099	259,394	258,814	264,083	246,346	249,272
年間(税込)	2,973,808	2,983,336	2,899,412	2,903,329	2,927,188	2,847,732	2,862,132	2,861,744	2,996,368	3,004,728	3,069,768	3,169,020	2,953,792	2,994,264
月150時間換算	1,632	1,659	1,631	1,641	1,636	1,582	1,607	1,607	1,665	1,669	1,723	1,761	1,642	1,662

(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由雑費(1ヶ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出+所得税+住民税+社会保険料。

【表2 主要国の最低賃金】



2. 地域間格差の問題 ～全国一律制度の実現を～

2つめの問題は「地域間格差」です。

2022年の改定では、最高額の東京都が1,072円、最低額の10県は853円で219円(20.4%)もの格差があり。北海道は920円で東京と152円(14.1%)の差となっています。表3に示しているようにランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2022年には219円と格差は2倍以上に広がっています。

しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円(税込)、時間額1,500円以上(月150時間)必要との結果が示されています。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています【表4】。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています【表5】。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。219円(20.4%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。

4月6日、1978年以来続いてきた4ランクを3ランクにすることを打ち出した「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(以下「報告」)」が発表されました。「報告」は、「下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得る」としています。この趣旨にそって、地域間格差を是正する目安を答申することを求めます。

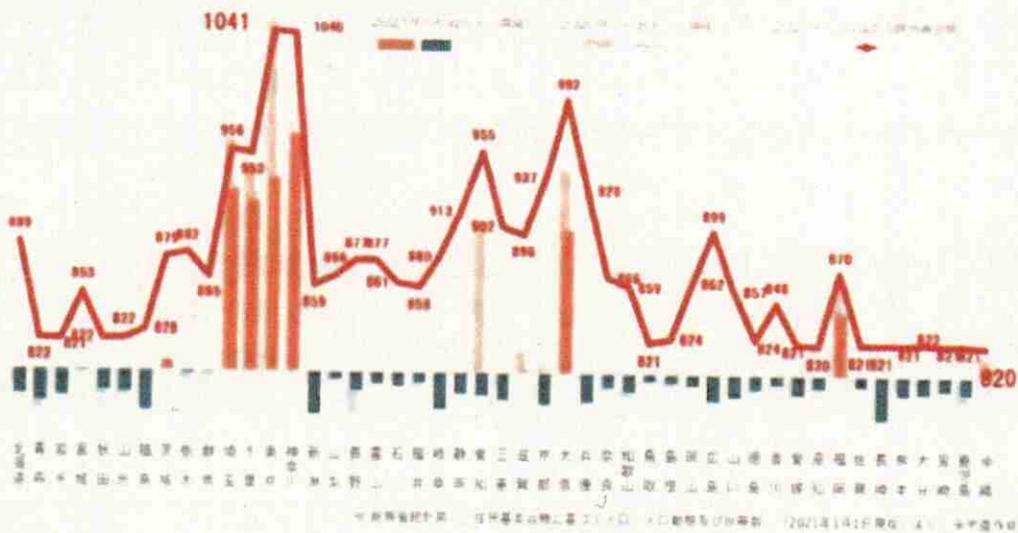
【表3 最低賃金の地域間格差】 (厚生労働省資料より全労連作成)

最低賃金の地域間格差 15年で倍増

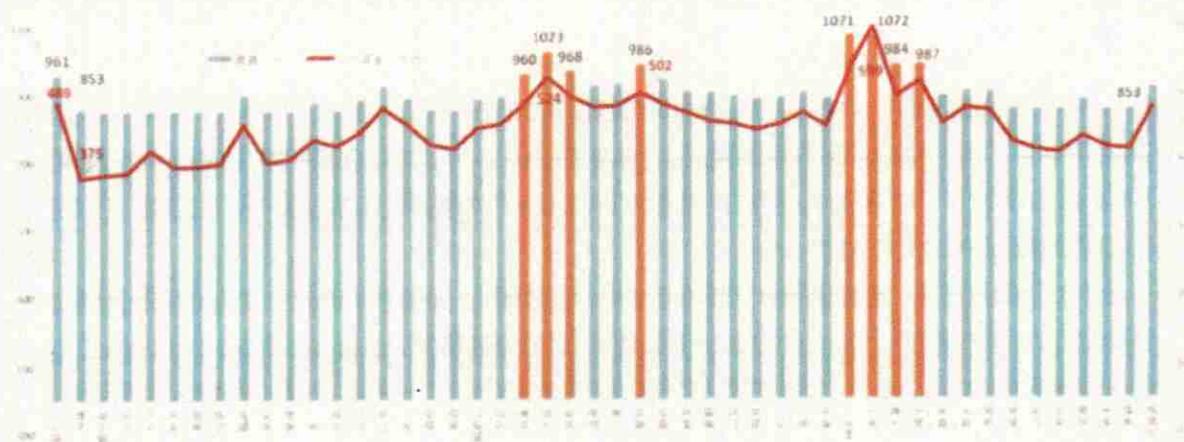


【表4 最低賃金と人口の増減】 (総務省統計より全労連作成)

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図 最低賃金が高い都市部に人口が流出



【表5 最低賃金と平均賃金】 (厚生労働省資料より全労連作成)



3. 中小企業支援策の抜本的な強化を

3つめは、中小企業支援が脆弱であることです。日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていません。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。

2023年3月に、日本商工会議所・東京商工会議所による「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」結果が出されました。そのなかで2023年の最低賃金額の改定について、「引下げるべき」もしくは「引上げはせずに、現状の金額を維持すべき」と回答した企業の割合の合計が31.5%と、前年から8.4ポイント減少。一方で、「引上げるべき」と回答した企業の割合は、前年調査から0.7ポイント上昇して42.4%となっています。2022年に最低賃金を「引上げるべき」の声が「引下げるべき」「現状の金額を維持すべき」を上回り、2023年から増加したという注目すべき結果がだされています。

また、2022年の地方最賃審議会答申の付帯決議中、4分の3が国による中小企業支援を求めていることも重要な点です。最も多いのが、「業務改善助成金」などの支援策拡充要求で、33都道府県にのぼり、京都府の答申付帯決議では「中小企業に対する助成制度としては極めて不十分」とし、現場の声を反映した制度にするよう「さらなる抜本的な改善を喫緊に図るべき」と求めています。さらに、「新たな支援金」「直接的給付金等支援策」など別建ての支援制度の創設を「強く要望する」の表記も10以上の地方にのぼり、税・社会保険料の減免や優遇措置を求める要望も急速に増加しています。また、物価高騰に伴う材料費やエネルギー、労務費の上昇分について、中小企業が販売価格に転嫁できるよう、取引の適正化、環境整備を求めたのは29都道府県となっています。全労連も2022年1月に「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をまとめました。最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化が求められています。

さいごに

最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」が閣議決定され、最低賃金は地域間格差にも配慮し、できる限り早期に全国加重平均で 1000 円以上を目指すことを打ち出しました。しかし、「平均 1,000 円」は、2010 年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」としていたもので、すでに 3 年も遅れているものです。私たちの要求である全国一律 1,500 円以上とはほど遠い状況が続いています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。北海道は、最賃近傍(最低賃金×1.15 未満)で働く労働者の割合が 20% を超えており(全国平均 13.4%)、非正規雇用率は沖縄(44.52%)に次いで全国 2 位の 42.82% と最低賃金の影響を直接的に受ける労働者が多く、物価高騰による生活への影響は計り知れません。

最低賃金 1500 円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すことになります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1,500 円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

今年の地域最低賃金の改定に向けて、北海道最低賃金審議会の積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める答申を出していただくことを求めて、道労連の意見とします。

以上

2023年7月7日

北海道労働局長 殿
北海道最低賃金審議会委員 各位

北海道医療介護福祉労働組合連
執行委員長

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場に働く労働者は、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数を占めています。しかし非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は107,200円も低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で75,600円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています(グラフ参照)。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が長く続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合っており、奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であられました。この間、不十分ながらも政府に緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍の影響で、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

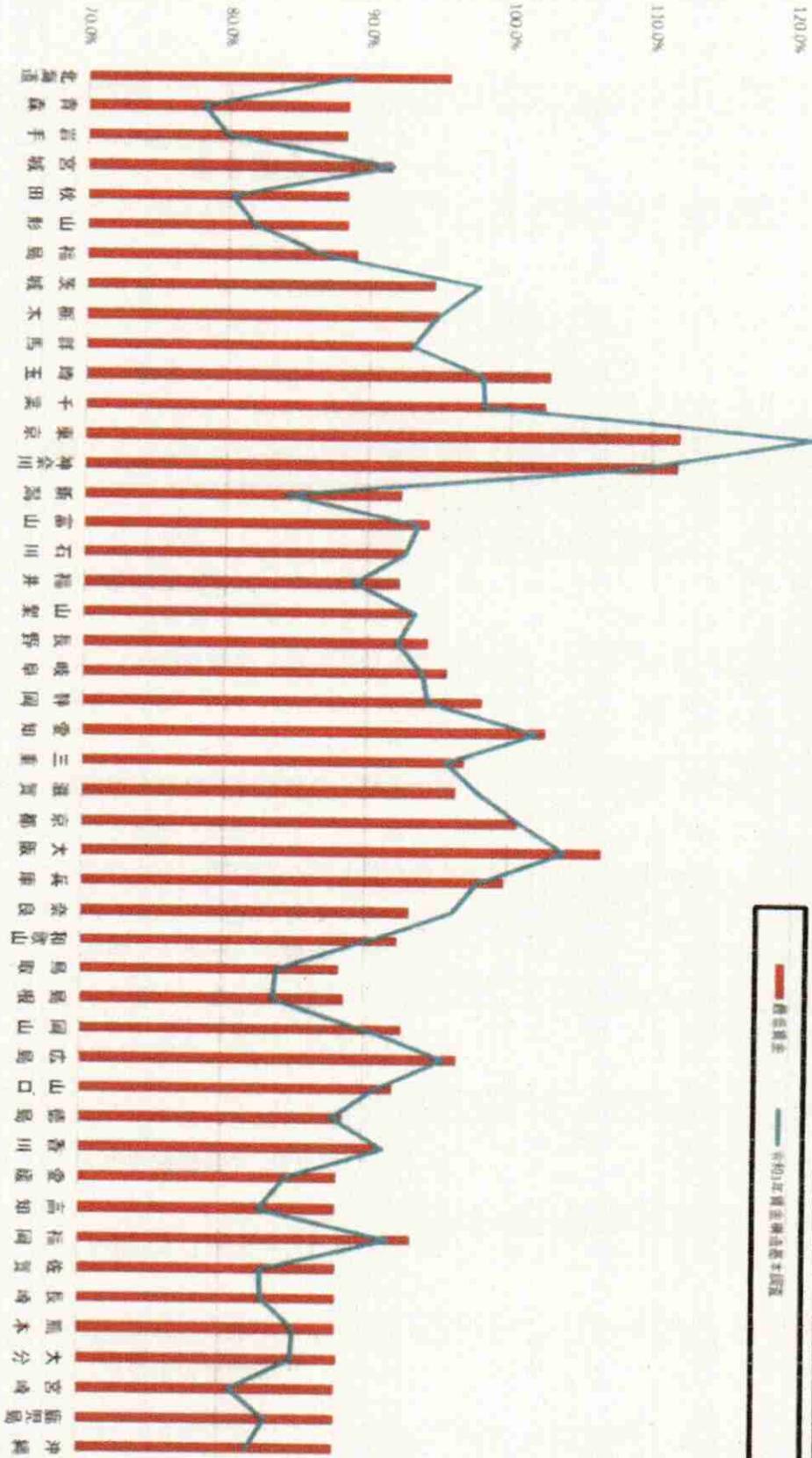
この間の物価上昇は、労働者、とくに非正規労働者のくらしを直撃しています。

人手不足解消と生活をまもるためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2022年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均・標準生計費の全国平均を100%とした割合
厚生労働省令和3年度賃金構造基本統計調査、2021年10月実施の最低賃金より日本医労連が作成



<参考>

2023年7月18日

北海道最低賃金審議会 御中

全国福祉保育労働組合北海道地方本部
執行委員長

最低賃金の大幅引き上げを求める要請書

保育・福祉・介護など、ケア労働者と言われる業種の人材不足が社会問題となったことから、これまで国が少しずつ処遇改善策をおこなってきているところですが、現状は未だ全産業比で大きな差が生じています。福祉労働者の人件費等の予算はそれぞれの業種によって公定価格が定められており、その単価が十分ではないことが低賃金の根本原因ではありますが、労働者全体の賃金水準を左右する最低賃金というものが、過去に重要視されてこなかったことも福祉労働者の社会的責任に見合わない低水準の賃金を定着させた原因ともいえます。

北海道労働局の2023年5月統計 北海道の職種別、求人・求職・賃金状況では、保育士、福祉相談員等の求人賃金平均が時給 1,048 円、月給 193,371 円と出されています。当然北海道の最低賃金以上の金額ではありますが、国家資格を持ち、子ども・利用者の命を預かる公益性の高い事業として、社会的責任に見合うものとはいいがたいものです。どの業種も、職員確保、そして定着することが次世代の労働者の育成につながる好循環を生みます。利用者のいのちを守り豊かな生活を保障するために奮闘する保育や福祉の現場では、労働者の定着が困難なことから人材育成が十分におこなえないという課題に直面する事業所が増えています。

さらに、最低賃金制度のおおきな課題である「地域別」については、上記で記載した北海道労働局の調査にある「保育士、福祉相談員等の求人賃金平均 時給 1,048 円」は、東京の最低賃金 1,072 円を 24 円下回っています。全労連が全国でおこなった生計費調査では、地域で物価の差があっても生活するために必要な賃金水準は東京都でも札幌市でもほぼ同額であるという結果が報告されています。同じ仕事でも地域によってこれだけの差が生じていることで地域の人口流出にもつながります。

いま、食費、生活用品、そして光熱費などの高騰により、労働者の生活が大変厳しくなっています。賃金の下限である最低賃金が大幅に引き上がることはすべての賃金水準の引上げにつながります。

働けば暮らせる賃金水準が保障されるよう、2023年度の最低賃金改定にあたり、大幅な最賃引上げと、全国一律制を実現にむけて、北海道の審議委員の皆様にご尽力いただくことを要望いたします。

以上



2023年7月18日

北海道地方最低賃金審議会 御中

全日本建設交通

北海道

最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書

北海道の人口は1997年の569.9万人をピークに年々減り続け、2022年には514.0万人と55.9万人減少しています。また、日本は先進国のなかでも「賃金があがらない国」として際立っており、厚生労働省・毎月勤労統計調査では、実質賃金マイナス3.0%（2023年4月）で13カ月連続減少となり、非正規労働者も4割に達しています。

政府はコロナ禍においても、大企業・富裕層の優遇税制措置を継続し、貧困と格差の拡大をひろげてきました。大企業の内部留保は金融、保険業をのぞく全業種で500兆円（2022.9.1朝日新聞）を超え、多くの中小企業の経営改善や公正な取引環境が整わないままに、社会全体に還元されない悪循環を繰り返しています。

その一方で、中小企業などの倒・破産が相次ぎ、全国各地でとりくまれているフードバンクでは、瞬く間に失業者や生活困窮者、学生たちが行列をなす状況が続いています。もともと、低賃金に抑えられた多くの国民の窮状がコロナ禍によってあぶり出されてきました。

2022年北海道最低賃金は過去最高額で引き上げられましたが、2020年に据え置かれたことを考慮すれば決して高い引上げ率ではありません。そもそも、多くの女性や非正規労働者、高齢者が最低賃金近傍で働いているのが現状です。

札幌地区労働組合総連合と自治体ユニオン、建交労札幌合同支部は共同で5年間（2018年～2022年）にわたり「札幌市の施設清掃・警備で働いているみなさんの実態調査アンケート」に取り組んできました。

公契約で建築保全業務労務単価が設定されている清掃、警備、設備管理の業務に従事しているにも関わらず、2022年度調査では、39.3%の人が最低賃金920円であり、時給1,000円以下を含めると全体の60.7%が最低賃金近傍（920～



980円)で働く非正規労働者です。また、女性で71.4%、男性で92.9%が60～70才代の労働者であり、業界の人手不足に加え、年金だけでは暮らせない実情なども垣間見えます。また、建交労函館支部が10年間にわたり公共工事現場における実態調査をおこなってきましたが、建設労働者には設計労務単価の6割程度しか支払われておらず賃金はあがっていません。

これらの建築保全業務、公共工事において、設計労務単価と大きな隔たりがあることのひとつの要因として「地方別最低賃金」が足かせになっていることも考えられます。

日本においては、99.7%が中小零細企業であり、労働者の7割が中小企業で働いていることをみれば、中小企業支援策の抜本的な強化を一体のものとしてとりくまなければ、これらの問題も改善されることはありません。

全労連は2022年1月に「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」をまとめています。中小企業に対する直接的支援に加え、税制をはじめとする間接的な支援などの強化が求められています。

最低賃金を大幅に引き上げ、労働者全体の賃金の底上げをすることはもとより、抜本的な中小企業支援と一体でとりくむことが、北海道の人口流出に歯止めをかけ、地域経済の循環と再生を生み、貧困と格差の是正がされるものと考えます。

建交労北海道本部は、北海道地方最低賃金審議会に対し、最低賃金の大幅な引き上げとともに、いまずぐに1500円以上に引き上げるよう決断を求め、意見書とします。

以上

くらしをまもり、未来をつくる

2023 春季生活闘争ニュース

2023. 7. 5 ー 第 23 号 ー 連合北海道 春季生活闘争本部

2023 年春季生活闘争 第 7 回回答集計結果について

連合本部は、2023 年春季生活闘争につき、7 月 3 日（月）10 時の時点で取りまとめた最終の回答集計について、次の通り発表した。

- 月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した5,613組合中5,463組合が妥結済み（97.3%）。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は2,909組合・53.2%で、比較可能な2013闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した5,272組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で10,560円・3.58%（昨年同時期比4,556円増・1.51ポイント増）、うち300人未満の中小組合3,823組合は8,021円・3.23%（同3,178円増・1.27ポイント増）となった。6 月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な2013闘争以降で最も高く、労使が中期的視点を持って粘り強く交渉した結果であり、「未来につながる転換点」となり得るものと受け止める。
賃上げ分が明確に分かる3,186組合の「賃上げ分」は5,983円・2.12%、うち中小組合2,019組合は4,982円・1.96%となり、いずれも賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降で最も高い。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給52.78円（同29.35円増）・月給6,828円（同2,831円増）である。引上げ率は概算でそれぞれ5.01%・3.18%となり、時給は一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。

連合北海道は、7 月 3 日（月）10 時の時点で取りまとめた回答の集計を行った

- 連合北海道にエントリーのあった 200 組合中 185 組合が妥結した（92.5%）。そのうち、集計可能な回答を引き出した組合は 173 組合（昨年同時期比 16 組合増）、46,680 人（同 1,972 人増）であった。
- 月例賃金の加重平均は、8,709 円・3.30%（同 3,454 円・1.30 ポイント増）の引き上げとなり、同様の集計を始めた 2016 年闘争以降で最も高い数値となっている。
- 回答を引き出した 173 組合のうちベースアップ分が明確にわかる 120 組合のベースアップは、4,979 円・1.80%（同 3,563 円・1.26 ポイント増）となった。

【組合規模別賃上げ状況 2023 年 7 月 3 日 連合北海道集計】

組合規模	集計 組合数	対象組合 人数	加重平均 妥結額 (定昇・ベア込み)	昨年実績額 (定昇・ベア込み)	昨年比
～99 人	87	4,099 人	6,573 円(3.03%)	4,027 円(1.76%)	2,546 円(1.27%)
100～299 人	50	8,597 人	7,863 円(3.38%)	4,877 円(2.14%)	2,986 円(1.24%)
300 人未満計	137	12,696 人	7,436 円(3.26%)	4,663 円(2.05%)	2,773 円(1.21%)
300～999 人	29	14,588 人	9,902 円(3.66%)	4,425 円(1.78%)	5,477 円(1.88%)
1,000 人～	7	19,396 人	8,786 円(3.15%)	6,047 円(2.08%)	2,739 円(1.07%)
300 人以上計	36	33,984 人	9,173 円(3.32%)	5,471 円(1.98%)	3,702 円(1.34%)
計	173	46,680 人	8,709 円(3.30%)	5,255 円(2.00%)	3,454 円(1.30%)

◎2023 年春季生活闘争の北海道集計は 8 月末が最終となっております。要求・回答・妥結情報を連合北海道 2023 年春季生活闘争本部までお知らせ下さい。(Fax:011-272-2255)